第 136 回伊達市災害対策本部会議

平成 24 年 10 月 9 日（火）
16 時 00 分～
保原庁舎 2 階応接室

1　放射能対策関係

（1）除染業務の推進について

（2）除染推進センターだより（第 10 号）の発行について

（3）農業情報誌「たがやす」（第 2 号）の発行について

2　その他

（1）台風 17 号に係る対応について

（2）大規模災害時相互応援協定の締結について

（3）平成 24 年度伊達市総合防災訓練の実施について

（4）災害対策号（第 67 号）の発行について

次回　　10/23（火）　9 時 30 分　～

第 136 回本部会議の概要について

1　実施日時等

平成 24 年 10 月 9 日（火）　16：00～17：15

2　内容

1　放射能対策関係

（1）除染業務の推進について

放射能対策課長が資料により説明した。

A エリア及び B エリアの作業状況で、前回から進捗した部分は、資料中アンダーラインで示したとおり。A エリアは、全ての工区で除染作業実施中である。平成 24 年 10 月 1 日現在で、114 戸の除染が完了、現在、37 戸で除染作業中である。

また、仮置場の確保関係では、霊山町石田東部・月舘町東部における必要面積不足分が解消された。

なお、資料中（2）B エリア中、霊山町中川の宅地欄は「終了」である。修正をお願いしたい。

B エリアの除染業務発注方針やその他の事項は、資料に記載のとおりである。

・伊達市除染推進センター対応件数表について

除染推進センター所長が資料により説明した。

10 月で、開所からちょうど一年である。最近の利用状況は減少傾向にあり、これがひとつの成果の現れかと捉えている。それぞれの表における件数は、A、B 及び C エリアの合計である。

（市長）

仮置場の確保状況に言及すれば、想定必要面積が 100,000 ㎡であるのに対して、約 160,000 ㎡契約し、確保しているにも拘らず、なお 50,000 ㎡近く不足している状況である。これは、自地区の仮置場に、他地区の廃棄物を受け入れられないという状況があることによる。仮に、他地区からの廃棄物の持込みを認めれば、この不足は解消するであろう。

想定必要面積を満たすために、契約済み面積がその倍程度まで増えるようであれば、費用面でも多くの費用を要していることになる。

自地区の仮置場に、他地区の廃棄物を受け入れることを促すような取り組みをしたいものである。例えば、自地区の仮置場に、他地区の廃棄物を受け入れる際に仮置場から 50m 以内の方には借用料の半分を支払うなどである。

（市民生活部次長）

他地区の廃棄物の受入れを促すような取り組みについては、検討の余地はあるかも知れないが、その周辺における地域内の利害関係の調整が難しくなると思われる。

（財務部長）

周辺という考え方をすると、さらにその周辺といった風に線引きが難しくなってしまうのではないか。

（産業部長）

周辺としてではなく、町内会単位のまとまりで、その地域の振興策を練るとか、そういった対応も考えられる。

（市長）

自地区の仮置場に他地区の廃棄物を受け入れた例はこれまでにもないことから、そうしたことも含めて検討していただきたい。

除染推進センターの対応件数を見れば、昨年 10 月の開所以来、次第に減少傾向である。特に冬の 1～2 月、夏の 7、8 月は際立って件数は少ない。9～10 月頃は件数が増えてくる時期であると見込まれ、作業の調子を早めて対応することが求められるのではないか。当面の目標はどうか。

（除染推進センター所長）

C エリアの除染に傾注し、取り組みたいと考えている。A 及び B エリアにおける市の除染取り組み方針が平成 24 年 5 月に発表されて以来、同エリアからの相談は、ほぼなくなった。

（市長）

センターにおける現場対応件数は、センターの能力にもよるが、一月でおよそ 30～40 件は対応できるであろう。資機材の貸出・支給件数は、平成 24 年度の 6 月から 9 月にかけて、件数が半減している。このことについては、「C エリアの除染はもう良い」とのことで、この数値に表れているのであれば理想であるが、そうではなく、「除染をしてもらいたい・除染をしたい」との気持ちを持ちながら、どうして良いかわからないというのであれば、より深い対応が求められる。C エリアの除染を推進する方法について考えていかなければならない。

各地域除染推進本部長である各総合支所長はどうか。

（伊達総合支所長）

10 月 24 日（水）に行政連絡員会議の開催を予定しており、その日までに除染のある程度の進め方が確定すれば、その場でお話したいと考えている。

（市長）

24 日までに町内会長の意見を聞くとか、個別にヒアリングするほうが様々な意見も聞けるし、実情もわかりやすい。その中で要望を棲み分け合意形成していく方法も良い。
保原総合支所はどうか。

（保原総合支所長）

現在、除染に関することについては、町内会連合会長に話をしている状況である。ボランティアで線量測定をしてくれる団体からの話もあり、現在検討をしている。

（市長）

とにかく行動を起こしてほしい。まもなく雪が降れば除染は出来なくなってしまう。

（霊山総合支所長）

地域除染推進本部の人員を選び、近いうちに会議を開催する。

（月舘総合支所長）

月舘管内の場合は、A 及び B エリアのみである。

B エリアの除染廃棄物に係る仮置場について、各地区大字ごとに候補地を検討している。あるひとつの大字地区では、大字地区内にあるそれぞれの町内会から生じた除染廃棄物を、まとめて、ある町内会にある大字地区としての仮置場に仮置き出来そうである。現在、非常に微妙なところで話が進んでいる。

当初は、月舘地区で 1 箇所の仮置場設置を目指した経緯があるが、理解が得られなく非常に難航した。月舘地区にある計 6 つの字のうち、ひとつの大字を除いては、町内会単位の仮置場設置を目指し、協議している状況である。

（市長）

ひとつ突破口が開けると状況が変わると考えられるから、ぜひそのひとつの大字単位での仮置場を実現させてほしい。他地区で生じた除染廃棄物をある地区の仮置場に仮置きする事例を、ぜひ一箇所でも作りたいものである。

地域除染推進委員の人選も進めてほしい。行政が言うだけでは市民の納得が得られないから、地区の方を代表とした話し合いの場を持って、皆さんの意見を持って決めることが重要である。

除染推進センター所長を中心に、各地域除染推進センターと連携を取りつつ、取り組みを進めてほしい。C エリアにおける現場対応件数を、支所別に分析するなど、データの整理にも努めること。次回までに、各センターも含めた除染推進センターにおける資機材の貸出・支給件数をまとめ、報告すること。

（2）除染推進センターだより（第 10 号）の発行について

放射能対策課長が資料により説明した。

今号から、自家用農産物のモニタリング調査結果は「農業情報誌」に移行した。表面の記事は、保原町市柳第 4 町内会における除染活動の紹介と仮置場等説明会の実施状況。裏面は、放射線測定器の使用方法の紹介である。

（3）農業情報市「たがやす」（第 2 号）の発行について

産業部次長が資料により説明した。

今号が第 2 号となる。記事としては、コメの全量全袋検査、自家用農産物のモニタリング調査結果及び平成 24 年度における伊達市特産品振興支援補助事業である。

（産業部長）

コメの全量全袋検査は、昨日までに約 20,000 袋の検査を完了した。本日も約 4,000 袋の搬入があり、夜 10 時までの検査で対応する。現在までに基準値を超えたコメはない。期間を通じて約 180,000 袋のコメを検査する見込みである。

（市長）

柿の処分についてはどう考えているか。昨年は、畑に廃棄していたが。農業関係の除染により生じた剪定枝のための仮置場も必要であろう。

（産業部長）

農業関係は、町内会ごとや地区単位の仮置場ではなく、市内一箇所の仮置場を確保し、仮置きするなどして対応しなければならないと考えている。柿の廃棄も同様である。剪定枝に関しては、現在、どれほどの量があるかの調査を行っている。剪定枝の仮置場も、現在場所の調整を行っており、今後報告したい。

（市長）

産業部で言えば、除染を行っている様子を見てもらう、知ってもらうという取り組みを商工観光課中心に計画してもらいたい。除染を行っていることを知ってもらい、関心を持ってもらうことが良いと考えている。関連して、除染をする際、事業者によっては、道路沿い等に旗を掲げて行っている。除染の際に、旗を立てて行うと、除染に取り組んでいることの周知や理解にも繋がることから、是非旗を立てて除染に取り組むよう、各事業者に指示してほしい。

2　その他

（1）台風 17 号に係る対応について

環境防災課長が資料により説明した。

平成 24 年 9 月 30 日の台風 17 号については、同日、16 時 19 分に大雨（浸水害）・洪水・暴風警報発表、また、18 時 45 分に大雨（土砂災害）警報が発表されたため、警戒配備により対応した。翌 10 月 1 日 3 時 57 分に全ての警報が注意報に切り替えられたため、警戒配備を解いた。

台風 17 号による被害状況は、別紙資料のとおりである。

（2）大規模災害時相互応援協定の締結について

環境防災課長が資料により説明した。

姉妹都市協定を締結している北海道松前町と当市との間で、東日本大震災の教訓から、同時に大規模な災害に遭うおそれの少ない遠隔地との協力関係が必要であるとの認識のもと、大規模災害時相互応援協定を締結する。協定締結式を 10 月 20 日（土）16 時から本庁舎 1 階シルクホールで実施する。詳細は資料のとおり。

（3）平成 24 年度伊達市総合防災訓練の実施について

環境防災課長が資料により説明した。

平成 24 年度伊達市総合防災訓練を 10 月 27 日（土）に実施する。実施内容や会場は、添付資料のとおりである。旧保原町保原地区の 18 町内会に協力いただき、市民の避難訓練も実施する。各部署に参加要請を行い開催したいため、ご協力いただきたい。

（市長）

一つ一つの訓練を検証していくことは非常に大切であるから、訓練を通じ、参加者は何を問題として捉えたか等、検証する作業を行ってほしい。

（4）災害対策号（第 67 号）の発行について

秘書広報課広報広聴係長が資料により説明した。

（市長）

今号は仮置場の確保と一次仮置きの必要性について掲載した。仮置場は、先に説明されたとおり、想定必要面積 100,000 ㎡に対し、約 150,000 ㎡確保された。しかしながら、なお不足しているのは、地区ごとに仮置場を確保しなければならないからである。この問題は、地区に関係なく、余裕のある仮置場に廃棄物を持込むことが出来るようになれば解決する問題である。この問題の解決を図ることが今後必要である。

もうひとつは、安全と安心に等しさが求められることである。今災害対策号で示された「A エリア除染業務の進捗」の表を、同様の形式で C エリアに関しても示してもらいたい。C エリアの除染に関しても、A エリアと同様に細かく管理されるべきである。そうした整理のもとに、「私たちの地区では除染を実施する」とか「除染を実施しない」という決定を管理していく。これができた際には、除染の完了宣言になると考えている。

今年も 10 月 20 日（土）に「だてな復魂祭」の開催を控えているが、私は、これがひとつの節目になると考えている。10 月の半ばを過ぎるため、雪の降る前に様々な決定をしようということで現在取り組んでいる。ここ 2 ヶ月が山場かと感じているので、皆さんにはがんばって、事の進捗に取り組んでいただきたい。次号の災害対策号では、側溝掃除の件を掲載したいと考えている。

（伊達地方衛生処理組合事務局長）

先に話に出た柿の処分は、構成市町からも出ている話であり、放射性セシウムが 1,000Bq/kg であれば焼却の問題はないため、今後、関係係長会議などを開催し協議を整え、可能な範囲で地元住民の了解を得られるところから、焼却処分できるよう話を進めたいと考えている。今後報告したい。

《次回本部会議》

平成 24 年 10 月 23 日（火）　9 時 30 分～

本庁舎 2 階　応接室において

（文責：石川　智史）